

第41回関西広域連合委員会

日時：平成26年1月23日（木）

午後15時50分～午後17時10分

場所：大阪府立国際会議場12階特別会議場

開会 午後15時50分

○広域連合長（井戸敏三） 第41回関西広域連合委員会を開催させていただきます。

お手元の資料にありますように、協議事項が4件、報告事項が8件ございます。

それでは、順次、説明等をした上でご質疑をお願いしたいと思います。

最初に、資料1の次期広域計画についてです。

連合議会のご意見やパブリックコメント等の意見を踏まえ取りまとめてまいりました広域計画案につきましてご協議をお願いしたいと思います。

事務局のほうから説明をさせていただきます。

○事務局 資料1について、ご説明します。

これまで、広域連合議会初め広域連合協議会、有識者分科会などから様々なご意見をいただきまして協議を重ねてまいりました次期広域計画につきまして、関西広域連合広域計画（案）として資料1-2及び資料1-3のとおり策定しました。

資料1-2をご覧ください。

広域計画（案）につきましては、平成25年度末で現行の広域計画が終了するため、策定を進めてまいりました。

平成26年度から3年間で広域連合が取り組む内容を記載した計画になっております。

今回、新しく策定しました計画の特徴としましては、4政令市が加入して初めての計画であること、それから、関西の目指すべき将来像の基本的な考え方を関西の強みとあわせて明示をしたこと、広域事務につきましては、これまでの取り組みを総括し、防災を初めとした7つの広域事務をさらに充実・拡充するとともに、文化振興や農林水産業振興といった、新たな取り組み内容を盛り込んだことです。

国の出先機関対策については、引き続き国の出先機関の丸ごと移管を求めていくとともに、7つの広域事務をはじめとした取り組み実績を今後も積み重ね、広域連合が国の出先機関の受け皿となり得ることを示すこと。

また、国土形成計画法に基づく「近畿圏広域地方計画」の策定権限などについても移譲を迫っていくなど、国の事務・権限の一部であっても移譲を求めていくこと。さらに、国主導の中央集権型道州制にならないよう、地方分権改革を推進する観点から国に助言していくこと。

広域課題への積極的な対応については、関西全体の利害調整を図りますため、広域インフラや特区など、一定の組織体制のもと関西全体として取り組むべき事務の企画調整に引き続き積極的に取り組むとともに、関西ワールドマスタース2021や関西版マスタース大会への支援など、新たな広域課題へ積極的に対応すること。

最後に、これらの事務について、「見える化」の手法を検討し、広く住民や関係市町村へ周知を図り、連合の取り組みを情報発信することを記載しております。

資料の1-1をご覧ください。

広域計画（案）を作成するに当たり、先ほど連合長からもお話がありましたが、10月12日に公表しました広域計画原案につきまして、これまで連合議会、10月から11月にかけてパブリックコメント、連合協議会、市町村長との意見交換会からご意見をいただいております、その関係で修正しております。

主な修正内容としては、2020年に開催が決定しました東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021に向けた事業展開を図るため、観光振興につきましてオリンピック・パラリンピックやワールドマスタースゲームズ2021に向けた取り組みを推進するということを追記しました。

また、外国人観光客・旅行客を受け入れるインフラ環境整備の一つとして、Wi-Fi環境の整備などを促進することを追記しました。

文化振興につきまして、東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスタース

ゲームズ2021などの開催に向けて、戦略的な発信力の強化に努めることを追記しました。

さらに、関西ワールドマスターズゲームズ2021及び関西版マスターズ大会への支援を企画調整事務として行うということ、8のその他広域にわたる政策の企画調整等に追記しております。

なお、この関西版マスターズ大会の名称につきましては、この後、ご協議いただくことになっておりまして、その協議結果を踏まえ、例えば名称も含めて少し変更することになります。

最後に、第7、「広域連合のあり方」の2、「広域連合の今後の方向」に記載しております、奈良県、福井県、三重県の広域連合への加入の働きかけ方を「全面加入又は一部加入」に修正しております。

今後の予定ですが、本日の委員会で最終案のご了解をいただきましたら、3月の連合議会定例会で議案として提出する予定です。

○広域連合長（井戸敏三）　　ここまでのいろんな方々のご意見も踏まえながらまとめ上げてきました。

今の説明で全部を理解することは難しいかと思いますが、いろんな形で積み上げてきたものです。特にご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、お気づきの点がありましたら、また事務局にご意見をいただくということで、委員会としては3月の議会に諮らせていただくということで了としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の規約の改正についてです。規約につきましては、例えば文化、あるいは農林水産、環境保全につきましてもっと明瞭、明確に事務を掲げておいたほうが望ましいのではないかという意見を議会からもいただいております。

検討してまいりましたが、規約改正案として整理しておりますので、お諮りしたい

と思います。

事務局のほうから説明させていただきます。

○事務局 資料2をお願いします。

2ページですが、広域連合で処理する事務について、先ほどの次期広域計画の改定と連動する形で新たに取り組む分野等を追記するものです。

一番上段、キ、文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの。これは、新たに文化振興分野を追記したことに伴うものです。

その次、新たに農林水産分野について、ビジョン等策定し取り組むこととしておりますので、(4)のオ及びカについて、それぞれ区域内消費の拡大に関する事務及び競争力強化及び国内外に関する事業拡大に関する事務の2項目を追記しました。

また、既に環境分野は(6)のところにあります。その分野の中で新たに生物多様性の保全その他記載のような事務に取り組むこととしましたので、それを明確にするために規約に追記しようとするものです。

また、これらの変更に伴いまして、8ページですが、分担金の負担ルールのところに若干の条ずれを修正しております。

この改正案については、それぞれ各構成府県市の議会で議決いただく必要があります。

本日ご了解いただけましたら、今後、2月、3月に開催される構成府県市議会で議決いただき、整い次第総務大臣に許可を申請する予定としております。

○広域連合長（井戸敏三） 事務を追加しようとするものですが、ご意見、ご質疑等ございましたらお願いします。

仁坂副連合長、区域内消費の拡大でいいんですか。地産地消と言わなくて。

○副広域連合長（仁坂吉伸） はい。そういうことが得意な人が考えてくださったので。

○広域連合長（井戸敏三） 内外における需要の拡大、これもいいですか。

○副広域連合長（仁坂吉伸） いいんじゃないですか。

販売促進を含むというか、競争力強化みたいなことですね。

○広域連合長（井戸敏三） それで進めていくと、あんまりこなれない印象だなと思って。ですが、皆さんのご了解があれば、よろしいですか。

それでは、規約もこの原案をベースに提案をさせていただきたいと思います。

各議会のご承認が要りますので、2月議会で取り扱い、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、続きまして平成25年度の補正予算につきまして、説明をさせていただき、ご理解を得たいと思います。

次の3月議会に提案させていただきたいと考えております。

それでは、事務局から説明してください。

○事務局 資料3に基づきご説明します。

歳出予算の補正内容です。総務費におきまして、総務管理費及び企画調整費それぞれ派遣職員人件費のプラスマイナスが発生しております。それを補正するものです。

広域産業振興費の項に関しまして、ビジネスマッチングの商談会等の開催方法見直しなどにより、事業費減額となっております。

一方、広域医療費の項につきましては、ドクターヘリの運航実績の増によりまして942万4,000円の増額補正をしようとするものです。

合計しまして、874万4,000円の減額補正を考えております。

2. 歳入予算の補正内容です。

2段目になりますが、国庫支出金の国庫補助金の項で、ドクターヘリに対する国庫補助金が9,159万6,000円減額となります。

これに伴いまして、その上ですが、分担金等の増額補正を必要とするものです。

以上、歳入歳出予算につきまして874万4,000円の減額補正を3月議会に提案しようとするものです。

51ページに2月補正後の予算額を記載しておりますが、12億1,851万1,000円となります。

53ページは先ほど申しました分担金の増額補正に伴う団体ごとの分担金の増減を一覧にしております。よろしく申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） このドクターヘリの国庫支出金が9,100万円も落ちた理由はどういう理由だったのでしょうか。

○事務局 例年、国の国庫補助金が、全国の要求額に対しまして7割程度しか措置されておられません。これは我々もずっと増額を要望しておりますが、今年度につきましてもおおむね7割程度しか予算措置されていない。それにあわせまして関西のドクターヘリ全体について、トータルで7割ぐらいに圧縮されている。

○委員（飯泉嘉門） 今年も7割で、大阪も徳島もそうです。当然、国庫補助金が入ると想定していたわけで、今回、それが9,159万6,000円減ってしまったんです。それと、超過負担です。3府県ヘリについて、昨年と同様に、国の基準、限度額を超えてしまい、その分だけ、補助金がもらえなかった。

○連合長（井戸敏三） 問題ですよ。

○委員（飯泉嘉門） 二つ問題があります。

補助申請額の7割しかもらえないということと、あと、補助基準をもう少し引き上げてもらわないといけない。だから、常に3府県ヘリがオーバーしている。

○連合長（井戸敏三） 京都と鳥取と兵庫がやっている3県ヘリですね。

大体、兵庫だけで1,000回も飛んでいるから。ある程度は受益者負担をせざるを得ないでしょう。

7割しか措置されていないということか。

○委員（飯泉嘉門） 統合補助金なんです。

○広域連合長（井戸敏三） そこは問題ですね。今度、知事会でも。

○委員（山田啓二） 難病の時と同じ問題ですね。

○広域連合長（井戸敏三）　　そうですね。

以前は、ドクターヘリ、非常に回数が少なかったから、受益者負担だからいいやと言っていたのが、これだけ増えてきますと基準をきちっとセットして、出すものなら出してもらわないといかんという話になりますね。

ただ、事情としては、今のような事情のようですので、どうぞ負担が増えるところについて、よろしくお願いします。

そのほかに、補正予算についてご意見ありますでしょうか。

それでは、この補正予算、提案をさせていただくことにします。

続きまして、関西版マスターズ大会についてお諮りをしたいと思います。

ワールドマスターズゲームズ2021に先立ちまして、関西全体でマスターズゲームズ取り組もうではないかというご提案を受けまして、事務局で検討をしてきたものです。

名称や内容について、協議させていただきたいと思います。

それでは、事務局説明してください。

○事務局　　資料の4、55ページになります。

まず、2番の名称ですが、関西マスターズスポーツフェスティバルとさせていただければと思います。

各府県市さんからご意見もいただきながら、ここに2点考え方を書いておりますが、一つには、関西ワールドマスターズゲームズ2021の機運醸成ということですので、関西とマスターズという言葉をつけさせていただく。

また、もう1点としまして、将来的に関西のスポーツ愛好家全体が交流する関西全体大会の開催を目指すとしておりますことから、フェスティバル（祭り）といったことで、交流といったイメージを出したいと、この2点の考え方です。

3番、開催方式については、前回、説明させていただきましたとおり、冠をつける方式を考えております。

5番、会場、会期については、関西広域連合各府県市において今年の4月から来年

3月までの間で実施をする。

全体としまして、6番に書いておりますように、陸上、水泳、ソフトボール、バドミントンなど、計245大会、参加人員約7万7,000人です。

表彰方法は、団体、個人の1位に対して表彰状を授与します。

最後に、スケジュールですが、本日、この形でご了解いただければ公表させていただきます。3月1日の次回広域連合委員会で各府縣市ごとの開催大会名を一覧の形で公表させていただければと思います。

4月に、実行委員会の設置など、体制も整えまして開催を進めてまいりたいと考えています。

○広域連合長（井戸敏三） 今日お諮りしたいことは、開催方式と名称ですが、まずは、開催方式としては冠をつけさせていただいて、全体機運を盛り上げていこう、そして、全体大会が開けるような形につないでいこうということです。

これについては、前回も確認しておりますが、再度念を押させていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、関西マスターズスポーツフェスティバルという形で、ワールドマスターズ2021と混同されないように、フェスティバルで統一したらどうかというのが提案です。

ご意見等があればお願いします。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 質問ですが、関西マスターズスポーツフェスティバル日本マスターズ陸上大会と、こんな感じになるんですね。

○事務局 そうなります。本来の名称の前につけることも考えまして、何とか大会というネーミングではかえって使いにくいのではないかとということで、あえて大会というネーミングにしませんでした。

○広域連合長（井戸敏三） よろしいですか。

それでは、関西マスターズスポーツフェスティバルという形で取り組ませていただ

くことにしますので、よろしくご協力をお願いします。

最後に書いていますように、関西ワールドマスターズゲームズ2021の事務局である組織委員会事務局が発足しますと、その事務局に関西マスターズスポーツフェスティバルの事務局も統合する、そういう予定でいるんですが、この辺はもう少し検討させていただきます。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 冠だけだから。

○広域連合長（井戸敏三） 事務量そんなに増えるわけじゃありませんから。

○委員（山田啓二） 商標登録はどうします。

○広域連合長（井戸敏三） やりましょうね、やっといたほうがいいね。

○委員（山田啓二） 使えなくなってしまうから。

○広域連合長（井戸敏三） これ、早速手続き取りましょう。

それでは、協議事項は以上です。

以下、報告事項8件です。

最初に、「関西文化の日」の実施結果につきまして、山田委員からご説明いただきます。

○委員（山田啓二） 11年目となります「関西文化の日」ですが、参加施設もどんどん増えてまいりまして、今回は、過去最高の514施設が取り組んでいただきまして、期間中の総入館者数も過去最多となる46万人となりました。

本当に大勢の皆様、また数多くの施設にご参加、ご協力いただいていることに感謝申し上げたいと思います。

これからも「関西文化の日」は、みんなで文化を楽しもう、関西にはこれだけ個性豊かな施設があって、みんな無料で行けるんだと、どんどん周知が進むように頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、次の「古典の日」につきましても、よろしくをお願いします。

○委員（山田啓二） 「古典の日」に関する取組の一環として、文化庁からも補助金をいただいて、今回、各構成府県市にゆかりのある方々からのメッセージを掲載したリーフレットをつくりましたので、また読んでいただければと思います。

読むだけでも賢くなったようなすばらしいメッセージがたくさん寄せられておりますので、ぜひお目を通していただければありがたいと思います。

これから古典の日フォーラムなどで配らせていただくなど活用していきたいと思っております。各府県市にはご推薦いただき、ありがとうございます。

○広域連合長（井戸敏三） 「古典の日」もこれから定着を図るようにしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして「メディカルジャパンの誘致及び開催」につきまして、松井委員よろしくをお願いします。

○委員（松井一郎） 11月の連合委員会でも説明をさせていただきましたが、広域産業振興局としまして、関西の強みである健康・医療・ライフサイエンスの分野をテーマとした展示商談会の誘致です。

このたび、リードエグジビションジャパン株式会社が主催する医療の総合展、メディカルジャパンの開催が決まりました。

その内容が確定し、1月20日にプレスリリースしましたのでご報告します。

中身はお手元の資料のとおりです。

○広域連合長（井戸敏三） ちょうど、国家戦略特区にも医療を関西全体として提案しているところですので、いいタイミングでこのような大きな展示会が開催することができることになりました。

松井委員、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に「災害医療のコーディネーター研修会の開催」につきまして、飯泉委員からお願いします。

○委員（飯泉嘉門） 東日本大震災の教訓から、医師等の医療資源の適正配置とい

うことで、災害医療コーディネーターの関係ですが、今、連合管内で136名おられます。

今年度中には全ての構成府県で設置完了となるところで、その意味でも明後日の1月25日、26日の2日間、連合管内の災害医療コーディネーターの方々を対象とした、合同での研修会を徳島県内において開催させていただきます。

目的としては、災害医療に関する知識、スキルの向上はもとより、顔の見える関係づくりを進めていきたいと、一堂に会していただこうということです。

○広域連合長（井戸敏三） 参加者が多くないと連携が取れませんので、奮ってご参加いただくようにご手配、ご指導をお願いしたいと思います。

先日、12月の末ですが、図上訓練でしたが、滋賀が中心に関西全体の、国の機関も入れた訓練をさせていただきました。

実働訓練が入っていなくても、図上訓練でも何が課題で何が問題かというのは把握できますので、このような研修会をぜひ続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして資料9に基づき、この冬の電力需給状況等につきまして嘉田委員からよろしく申し上げます。

○委員（嘉田由紀子） 資料9で電力需給状況についてご説明します。

今、原子力発電所が全て止まっている、ゼロの状態です。そういう中で、関西として絶対ブラックアウトしないということで、節電の目安として6%の協力をいただいております。大寒で今、一番寒い時期ですので、ご心配かと思えます。

資料では、14日が最大の需要だったのですが、22日（昨日）が最大になりました。少しデータを変えないといけないのですが、昨日の18時台、使用電力2,374万kW、供給力が2,647kWありますので、使用率は89%、90%を超えていないので、まだそう心配する状況ではございませんが、この後、2月の上旬から中旬にかけてまだまだ寒い日がございしますので、ぜひとも手を緩めずに節電をお願いしたいと思います。

特に冬の節電は、朝9時ぐらいから夕方6時ぐらいまでずっとピークが続きますので、この後の節電のほうのPRはそれぞれの自治体続けてお願いをしたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 冬も心配ですが、もし原子力発電所が再稼働しないということになると、この夏が非常に厳しくなる可能性があります。しかも、景気上昇局面ですので、産業界の電力削減というのは相当進んでいますが、これ以上できるかどうか。家庭のほうも、暑いと、これ以上対応できるかどうか。

ですから、この夏をどうするかということは、少し早めに検討を開始しておく必要があるのではないかと思います。嘉田委員、どうですか。

○委員（嘉田由紀子） そうですね。夏に向けて、2月、3月の様子を見ながら、4月ぐらいには検討を始めたほうがいいでしょうか。

大飯原子力発電所の3、4号機と高浜原子力発電所3、4号機の審査が夏までに終わるといようなことがちらっと出ています。また、それぞれの自治体にご報告いただきたいのですが、再生可能エネルギー、太陽光などは、滋賀県では5年計画のうち、もう半分以上が実際稼働直前までいっています。ですから、それぞれでかなり進んでいるのではないのでしょうか。

そういうところも含めて、エネルギー検討会議の中でのデータもありますし、関西電力さんとの話し合いも含めて、4月ぐらいには夏に向けての検討を始めたらどうでしょうか。

○委員（山田啓二） 高浜の場合は別の安全問題があります。高浜に一番近い地域に最大人口を抱えている府県というのは福井県ではなく、京都府ですので、そうした安全問題について、我々は今も関西電力に単なる需給状況だけで稼働の判断はできないというか、逆に安全確保されない限り、京都府としては稼働を認められないという立場でありますので、その辺をご理解いただきたいなと思っております。

○委員（嘉田由紀子） 滋賀県は、大飯の3、4号機、まだ安全協定の合意ができておりません。

それから、高浜の3、4号機については、滋賀は40キロほど距離はあるのですが、一番近いのは京都で5キロ以内ですが、MOX燃料が入るかもしれない。福島の3号機はMOX燃料でしたので、その情報が余り外へ出てないので、ここで私たちも慎重に勉強しなければいけないと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 安全確保の問題は当然の前提ですから、これは山田委員、しっかりやっていただくということと、あわせて、乗り切るときにどうするかというのは非常に重要な課題ですので、嘉田委員おっしゃっていただきましたように、2月、3月の状況を見きわめた上で、4月ごろから我々も検討を開始するというようにさせていただきます。

○委員（山田啓二） あと、もう1点ありますのは、やはり福井県の西川知事が使用済み核燃料の問題を、原子力発電所を動かすのであれば、消費地の皆さんどうされるんですかということとを常に問われているわけでありまして、その点からも関西広域連合においてどういう形で話をするのかということも、少し検討していかなければいけないことになるのではないのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） この問題を私が発言するのが適切かどうかわかりませんが、非常に難しいですね。

何が難しいかということ、使用済み核燃料と簡単に言いますが、トラックなんかで簡単に運べない、船でなきゃ遠隔には運べない。しかも、物すごく重いですから、道路も今の基準の道路では運べない。

そういうようなことも考えたら、本当にどこに持っていくのでしょうかというような素朴な課題もありますから、そのような課題もあるということを踏まえながら、十分、慎重に、福井県の立場も理解をしながら検討していかなければいけないのではないかと思っております。

続きまして、6番目の道州制のあり方研究会第10回会合につきまして、1月20日に研究会で最終報告の素案が議論されましたので、事務局から説明いたします。

○事務局 資料10の別冊のほうに最終報告の素案をつけておりますので、まず、そちらをご覧ください。

一つめくっていただきますと、目次がございます。はじめにと研究会の検討の方向性、それから、具体的な政策分野に則した検討ということで記載があります。

これは、これまでの道州制のあり方研究会の議論の内容を簡単に概要をまとめたものです。

政策分野等に即して、どういう国、広域自治体、基礎自治体のあり方がいいのか、あるいは広域自治体のあり方としてどういうものがいいのかという視点を加味しながら簡単にまとめたものです。

今回の素案で新たに加わりました記載は、46ページからとなります。

46ページに、道州制のあり方についてということで、従前型の道州制のイメージと課題が書かれております。

従前型というのは、これまでの政府与党等を初め、議論をされてきた道州制の形のイメージということですが、例えばこれまで多くの道州制の議論では、国の役割は外交安全保障など国家存立の根幹にかかわる事務に限定をして、道州が国にかわって内政の役割を広く担い、基礎自治体は今の府県の事務の多くを含めて住民に身近な事務を担う等々のイメージが示されてまいりました。

参考に、自民党の道州制推進本部がまとめておりますイメージ図でこういうものがあります。

あと、49ページですが、今までの道州制のイメージに幾つか課題があるのではないかというご指摘です。

こういったイメージに沿うと、例えば、このあり方研究会のインフラ整備に係る議論でもありましたが、一つは、道州は多くの事務、権限を抱えるようなあり方か、もしくは基礎自治体を再編強化して、そこに多くの事務を委ねるようなあり方の間で、事務権限をどこが主に担うのかという線引きを探るような議論になりがちになる。

あるいは、河川管理のような分野については道州のような広域自治体を想定することにメリットがあると考えられますが、流域全体にわたって総合的、あるいは統合的な管理をするということであると、相当広大で強力な道州を想定することになるということなのです。

一方で、例えば義務教育や社会保障の分野を考えますと、引き続き国の役割も大きい。加えて、基礎自治体の役割も大きいということですので、あえて、その間に道州のような広域自治体を求める必要はどうかという議論もありました。

さらに、農業振興のような分野では、各地域の個性が強いということもありますので、今の府県の単位で何らかの枠組みを残したほうがいいのではないかという議論もあったところです。

加えて、これまでの道州制イメージについてはさまざまな課題が指摘されておりますが、あり方研究会の議論においても同様であったということです。

50ページにいきまして、ところが、一方で道州制の議論が単なる都道府県合併にとどまるのではないかという警戒感も強いということが書かれております。

すなわち、国の事務の執行権が移るだけで、今の国と地方の関係が大きく変わらないのではないか、そういったことでは意味がないという主張もあります。

こうしたことから、今後の議論を広げていくためにも、これまでのような従前型の道州制イメージ、あるいは、単なる都道府県合併とも異なる何か別のイメージを想定してみることが有意義ではないかというご指摘です。

それで、53ページになりますけれども、あり方研究会の先生方からは主に三つ、亜型を含めて五つほど別のイメージというのが示されております。

まず一つ目、企画立案・総合調整型イメージということで、右のほうに図が描かれておりますが、これは国の役割を基本的な制度の策定ですとか、全国的に統一すべき最低限の基準設定に限定をして、道州が広範な企画立案機能を含めた総合調整機能を担うというようなイメージです。

事務執行はその道州の企画立案に従って道州みずから、または基礎自治体が担う、もしくは道州ですとか、あるいは関係する基礎自治体で構成をする別の特別な法人などが担うというイメージです。

a と b の違いですが、a のほうは相当国の役割が限定をされるというイメージです。河川管理が例に挙がっておりますが、流域全体の管理というものは道州が企画立案をして責任を持って担っていく。ただ、こういった道州の意思決定には基礎自治体の意思を必ず反映できるようなシステムを組み込むというイメージが描かれております。

b のほうは、a と比べて比較的国の役割がまだ残るというイメージで、例えばインフラ整備ですと、全国的なネットワークの形成という観点から、やはり国にも一定の調整機能が残るだろうという姿です。ただ、全国計画の策定のような国の意思決定には道州を含めて地方の意見を反映できるようなシステムを組み込んでくださいというイメージになっております。

めくっていただきまして、55ページ、これは二つ目のイメージですが、基礎自治体補完型イメージというものがついております。

これは、社会保障等の分野の議論から出てきたものですが、ナショナル・ミニマムを確保するため、国に相当な役割がまだ残る。一方で、地域の実情に応じて事務を遂行するために基礎自治体にも相当の責任があるというイメージです。その間で道州は国や基礎自治体との調整、あるいは基礎自治体の補完などを主に行うイメージです。

これにも a と b と二つつけておりますが、a のほうは例えば義務教育ですとか、現金給付、生活保護のようなものの検討から出たイメージでして、国はナショナル・ミニマムを確保するため、財源の確保、費用の負担、あるいはみずから事業執行を行う部分も含めて、かなりの役割がある。

一方で対人サービスを中心に地域の事情を反映し、柔軟な施策遂行を可能にするため、基礎自治体にも大きな権限を移譲する、裁量を付与するという間で道州の役割はかなり限定的なものとなるイメージです。

一方で、bのほうは医療とか社会保険に係る検討からイメージされたもので、逆に真ん中に挟まる道州の役割は一定大きなものが想定をされるというものです。

この道州の役割は国との間で何をどこまでナショナル・ミニマムとして確保するかによって異なってくるということが一つと、例えば健康づくりなどでは基礎自治体にも一定の役割がありますので、それぞれの間で十分な連携調整をするための仕組みというものを組み込むというイメージです。

また、めくっていただきまして、最後ですが、57ページに府県連合型イメージということで、広域連合もしくはその発展型のようなものをイメージされているものです。

これは、国、基礎自治体はこれまでどおり一定の役割を果たしつつ、広域自治体としては府県を併存させた道州、あるいは広域自治体を置くようなイメージということだと思います。

具体的な議論としては、農業政策に係る検討の中で食料安全保障の観点から、国は全国的な統一性を確保するために一定の機能を担う一方で、農業振興や都市農村交流などは地域の責任主体が担うということですが、関西では各地域の個性が強うございますので、府県を併存させて基礎自治体とともに担うということもあり得るのではないかと思います。

加えて、河川管理においても、流域、あるいは複数の流域ごとに連合を構成して、そこが総合的に責任を果たすというあり方もありだなという議論もされておりましたので、府県連合がここでも使えるというイメージです。

さらにめくっていただきますと、まとめということで、これはまだペンディングです。20日の議論でいろいろ意見がありましたので、また修正される予定ではありますが、一つは、従前型道州制のイメージということで繰り返しになりますが、河川管理やインフラ整備のような広域的な行政課題に地域みずからが対応するためには一定の意義がありますけれども、今の国や府県の権限を相当集めて一元的に実施するような、広大で強力な道州ということ想定した場合には解決すべき課題が多いというご指摘

です。

例えば、道州における民主的なガバナンスの確保をどうするか、独任制の首長に相当の権限が集中するという道州になるということですが、その権限を抑制する際に、果たして多選制限だけで十分なのかどうか。

二つ目は国の意思決定過程に地方の意見を反映させる仕組みが要るのではないか。ナショナル・ミニマムを中心に、引き続き国に一定の役割が残るということでありますと、中央政府を小さくしてしまうと、逆に道州が国の下部機関と化す恐れがある。そうならないためには、国の意思決定過程に道州を初めとした地方の意思を反映できるような仕組みが必要であって、この際、参議院の地方代表院化も検討されてよいのではないかというご指摘です。

三つ目は格差、それに対する国民的同意をどう取りつけるかということです。ナショナル・ミニマムをどうするのかという議論とも関連しますが、何をどこまでナショナル・ミニマムとして、それに対してどこまで国が責任を負うのかという議論が必要であるというご指摘です。

四つ目、道州と市町村の対等協力関係ということですが、広大で強力な道州というものをつくってしまった場合に、従前の府県と市町村との関係を大きく変えてしまう可能性があるということです。

現在のような、対等、協力の関係を基礎に双方が連携して事務を遂行するには、当然、道州の意思決定に市町村の意思が反映できるような仕組みが必要ですが、現行制度を前提としたような制度設計で十分なのかどうかというご指摘です。

これ以外に、どういう道州なり広域自治体が想定できるかというイメージが60ページに記載されておりますが、一つは、一般的なご指摘ですけれども、これまで内政に係る政策分野について議論をされてきたわけですが、その全てが広域的な行政課題、府県を超える広域的な行政課題があるとしても、必ずしも今、国が提案されているようなイメージの道州を必然としているわけではないということ。

こうしたときに、例えばでございますが、分権型の社会をつくる意義ということを考えますと、ある程度の圏域で完結をする行政課題に役割を特化したような道州ということを考えることもできるのではないかということです。

3番目の段落は、その特定の目的だけに広域行政組織をつくっていくということが難しいのであれば、一つの広域行政組織が複数の特定行政分野で圏域内の調整や意思決定を担って事業実施はその傘下の組織や市町村に委ねていく。そのための組織は柔軟に課題に応じて組みかえるようなイメージということを持つことはできないだろうかというご指摘です。

例えば、ロンドンの大都市圏においては、G L A（Greater London Authority）という組織がありますので、こういったものを参考に道州、あるいは広域自治体というものをイメージできないのかというご指摘です。

最後に、61ページですが、こうした発想を含めて柔軟な議論が必要であって、その地域の実情に応じた、こういう広域自治体にしたいという発信をしていくことが重要であるというご指摘です。

なお、今回の道州制基本法案、現在、これは自民党のほうで道州制推進基本法案と名を変えて、若干修正されているという情報がありましたので、それについて再度その懸念と指摘がないか議論をいただきました。

内容的には、根幹の重要な部分というのを国民会議に委ねるという内容の法律案になっておりますので、大きな指摘事項の変更はございませんが、時点修正という形で赤字で修正しております。

こういった素案をお示しした上で、20日に議論があったのがお手元資料10のポイントです。

内容は省略をさせていただきますが、今後の予定として、2月に、あり方研究会を開催いただいて、この素案を修正いただくということが一つと、次回の広域連合委員会には先生方におみえをいただいて皆様方と意見交換をしていただきたいと考えてお

ります。

なお、連合議会へも説明、情報交換の機会があればと思っておりますので、これは議会事務局とまたご相談をさせていただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 大変難しい研究会ですから、一つの結論が出るような報告にはなりにくいと思いますが、パターンを幾つか分けて、そしていろんな選択の余地があるのではないかというのが一つのまとめ方のスタイルではないかなとは思っております。

特に広域連合の研究会としては、道州制について、一つの方向づけを出せるとは思っておりませんでしたけれども、いろいろなパターンを提示していただけた、あるいは、それぞれについての問題点なり課題がクリアになるという意味では、広域というものを、事務的に機能的に分析をして議論をしていただいたという意味で実証的な報告になっているのではないかと、私は評価をさせていただいております。

この場で議論をすると、きっとエンドレスになりますので、今日はお聞きいただいて、次の、3月の委員会、大丈夫ですか、時間とれますか。3月の委員会で十分議論をしていただきたいと思います。

あわせまして、それまでの間で、お気づきの点ですとか具体的なご提案があれば、ご意見をお寄せいただきたいと思います。私も若干の提案を持っております。

最後に、参考か何かに移しておいたほうがいいのかではないですか、道州制基本法案に対する意見のほうは。研究会の意見ではないわけでしょう。

それから、最後の取りまとめの書き方が難しいですね。これは、また議論を踏まえた上で書かれることになると思います。

事務局も大変苦勞してここまできたということです。よろしくお取り扱いのほう、ご意見等、お願いしたいと思います。

それでは、7番目の3月議会につきましてご連絡をさせていただきます。

○事務局 3月議会は、3月1日、土曜日、午後1時から5時、4時間を予定して

おります。

場所は、ここ、国際会議場 3 階のイベントホール E です。

出席者は理事者側としまして、各委員等です。

想定しております内容としましては、平成26年度の予算案件。また、先ほどご説明しました平成25年度の補正予算案件。また、条例関係としまして、障害者自立支援法の改正に伴う広域連合条例の条ずれ等の技術的な修正案件が 1 件ございます。また、本日説明しました次期広域計画、これの改定の件についてお諮りするもの。それにつきまして一般質問等がございます。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、3月1日に定例議会が開かれますので、よろしくをお願いします。

これ、午前中に広域連合委員会やるんですか。

○事務局 はい、そうです。

○広域連合長（井戸敏三） 丸1日ですね。

簡潔にね、時間も守らなきゃいけませんから。

それでは、最後になりますが、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からの検討の場の第1回会合が1月16日に行われました。

その概要等々につきまして、嘉田委員からご説明をお願いしたいと思います。

○委員（嘉田由紀子） まず、大前提ですが、2点ありまして、広域連合の中で道路や河川のインフラのテーマだとすると、仁坂副広域連合長にご報告いただくのがいいのかなと思いながら、ここは経過として私が情報提供をさせていただきます。

今回、道州制の報告書を報告いただいたわけですが、ここに河川管理の例ということで、かなり抽象度の高い議論をしております。この道州制の抽象度の高い議論をする具体の問題としてぴったりだなと。

この淀川水系の流域の話は、広域連合委員会の場でとなると、8構成自治体は関係するわけですが、3県、和歌山、徳島、鳥取は直接関係ないので、この場で提案する

べきなのかということには迷いながら、道州制なり河川管理なり、そして、ずっとやってきた近畿地方整備局出先機関の移管ということも頭に置きながら、少しお時間をいただいて、今、起きていることの情報共有をさせていただきたいと思います。

今日の情報共有の一つの目的は、1月16日に丹生ダム検討の場ということで構成府県がかかわりこの検討の場を近畿地方整備局が動かしてはいるのですが、流域自治ということ考えたときに、やはり直接関係する府県市の首長の皆さんにも共有をしていただきたいということです。

資料12を見ていただきますと、まず81ページ、場所は82ページに図がありますが、ちょうど琵琶湖淀川水系の最源流、水源の碑というのが余呉町の中河内というところにあります。そこを含んで高時川流域に丹生ダム、1億5,000万トンで計画されています。

昭和43年10月、もう45年前です。1億5,000万トンといいますと、関西圏で最大のダムでございました。これはもともと琵琶湖総合開発に含まれております。昭和47年に高時川ダムとして計画が計上された後の、大きな転換点幾つか申し上げます。

平成4年4月に丹生ダム建設に関する基本計画の告示、ここで実質建設が動き出します。

それに基づいて、平成8年には水没家屋の移転、全40戸、集落は7集落ほどです。小さい集落が川沿いに点々としておりましたので、全40戸が移転しております。

この後、平成17年7月に、実は淀川水系流域委員会、流域自治を含めた形で意見書を出し、近畿地方整備局が淀川水系5ダムの方針を公表しました。

そうした中で、利水者である大阪府、京都府及び阪神水道企業団が全量撤退の見込みとなりました。

実は、日本の多目的ダムは利水者が負担金を払うことで経済的に成り立つのですが、ここで利水は撤退する、つまり水道事業がなくなると、かなり財政的にも難しくなってきます。

しかし、地元の高時川、姉川の治水ということで、その緊急性も高いと。それから、異常渇水時の緊急水の補給のためという目的が残り、ダム計画は残ってありました。

その後、平成20年11月、4府県知事合意、実はここで山田知事と当時、大阪の橋下知事と私と、それから三重県の野呂知事と4府県知事合意をし、流域をこうあってほしいという声を上げました。全国的にもかなり珍しい意見だったと思いますが、この中で、丹生ダムについては意見を留保すると、調査検討の中身がわからないということとで。

そして、留保したまま、次のページ見ていただきますと、平成22年8月、4府県知事、兵庫、井戸知事含め、大阪府はまだ橋下知事でした。そして京都府、山田知事と4人の知事で丹生ダムの現地視察をしました。

このときに、特に京都、大阪、兵庫の3知事から、いつまで計画を残しておくのかと、計画が残っていると3割負担、直轄負担金が残るのでどうするのかということと、いわば時代状況に合うアセスをなささいということ強く言っていただきました。

そして、検討の場が始まり、その検討の場を4回し、そして、5回目の結論がこの間の1月16日です。

83ページに、丹生ダム検証のこれまでの経緯及び概要、幹事会、主に部長級の皆さんでテクニカルな議論をしてきて、そして今回の1月16日に幹事会は5回目、それから、86ページの下にあります、検討の場、滋賀県、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、長浜市長は、地元の市長、京都市長、守口市長というのは、関係の流域自治体の市長さんを代表して、それから国交省近畿地方整備局長と水資源機構。水資源機構は、実は事業主体そのものになっておりました。

この後、84ページに、今回は第5回幹事会、第1回検討の場で、この後、国のほうで河川法第16条の2、つまり住民参加の手続を経るさまざまな会議をしていただき、有識者会議、これは京都大学の中野先生が座長ですが、そして、最終的に対応方針を決定するというので国が動いていくという、今まだ途中段階です。

その途中段階の中で、さまざまデータ85ページからありますが、結論的には91ページが一番下です。総合的な評価、治水、それから、異常渇水時の緊急水の補給、それと実は、河川の維持用水というのも入っているのですが、それぞれで目的別に検討した結果、治水の場合には戦後最大相当の洪水に対する目的を達するためにはダム建設を含む案は有利とならない。ダムのほうが二百数十億円、そして河川改修が80億円ということで、コスト的に。これが最終の結論です。

治水は河川改修が有利、コスト的に。一方、異常渇水の補給、異常渇水の補給というのは、百年に一度の渇水時に丹生ダムに水を貯めておいて、下流の京都、大阪、兵庫に供給するという計画です。琵琶湖そのものを飛ばしてということで、これ自身が実は大変無理のある計画だったようすが。

いずれにしろ、関係府県からは異常渇水の緊急水の補給は、ダムは有利けれども、緊急性が低いという案が出されました。

そして、総合的にはダム建設を含む案は有利ではないということで、これをもとにしながら1月16日の会議になったわけですが、16日の会議、当日、皆さんが出ておられなかったので、ここで報告させていただきたいと思います。

まず、長浜市長からは、大変厳しい、無念という言葉がありました。特に3点で、一つは、丹生ダム建設事業は、国あるいは下流府県からどうしても利水、治水が必要だということで昭和40年代から、それこそ100回、200回お願いに来られて、もともと地元はダム建設は反対ですが、苦渋の決断により容認をし、そして、今となって要らないというのは地元としても精神的にも翻弄され、迷惑をこうむっているということで、地元の皆さんが納得するまで誠心誠意対応していただきたいと。

二つ目は、昭和40年代以降、水害対策が放置されていたので、ここはきちんと責任を持ってやってほしいと、国でも県でもどっちでもいいという言い方。

3点目は事後処理。もし、国のほうが中止となったら、ダム建設予定地が400ヘクタール、国有地があります。そこにはかなり重要な土地で、巨木林であるとか、ブナ

林であるとか、あるいはユキツバキの群落とかがあります。そういうところをどうしていくのか。それから、道路も放置したままです。この事後処理をどうしてくれるのかということで、かなり厳しい声がありました。

また、首長の皆さんからお声をいただけたらありがたいのですが、当日、大阪、京都、兵庫の首長代理の方から、水源地域の皆さんの心情は厳しいものがあったろうし、今後、誠心誠意対応していきたいというお言葉をいただいております。

私からは、治水の問題については検討して、国の支援をいただきながら責任を持ってやっていくと。

ただ、長浜市の皆さんが納得いくような形で、この検討の場ということをぜひ下流の府なり市の皆さんも入っていただいて事後処理もご協力いただきたいということです。

これは考えたら、今まで国の整備局と個別の府県の関係はあったのですが、こういうふうには、首長が直接上下流で話をする場がなかったので、この広域連合はまさに流域自治の役割を果たしているのではないのかと改めて思います。

大戸川ダムするときには、それこそ山田知事と橋下知事と会議するだけで大変でした。会議の場の調整がつかない。それは、どういう意味なのだということ。ところが、今はこうやって話をする場があるということは、まさに広域自治体の広域連合があるということの利点だろうと思います。

そういうところで、この後、流域自治ガバナンスということも含めて丹生ダムの事後処理について、皆さんのご協力をお願いし、ある意味で広域自治体のインフラの整備、道路の問題もありますが、河川についても一つ例としてお考えいただけたらありがたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 丹生ダムの取り扱いについてはいろんな課題がまだ残されていますが、土地利用、道路整備、地元対策含めまして検討の場で引き続き検討が進んでいくと思います。

また、手続も適正手続が行われていくことになると思いますが、大変苦渋の決断が示されたわけですが、1月16日の検討の場での模様は嘉田委員からご説明いただきました。ありがとうございました。

特にご意見ございますか

○委員（山田啓二） 歴史的経緯がある中で、特に移住された方々のことを思うと、関係府県がみんな力を合わせてこの問題に対して取り組んでいく、そして、今後もそうした地元の意見をきちんとして聞いていただいて、しっかりと国としての責任を果たしていただくということを我々は求めていかないといけないと思っています。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、受益府県の一つである松井委員も一言。

○委員（松井一郎） 山田委員と同じで、いろいろとしっかり話を聞きながら、ということにしたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 兵庫県知事も一言言わないといけないのですが、いずれにしても国の決断でこういうダムをつくらないということを決めたわけですから、事後処理につきましても、国が責任を持って適切な対応をしていただかなくてはならないと思っています。

下流県、受益県としての責任は、これまでの経過を踏まえながら十分に果たさせていきたいと思っています。

○委員（嘉田由紀子） 決して上流の恩を売るわけではございません。上流は下流を思い、下流は上流に感謝するという、お互い協調の中で流域自治ということが一番大事だと思いますので、ぜひ、この流域の管理の問題を広域連合としても一つの事務としてどこかに、4月以降、位置づけていただけましたら事後処理の一つのモデルになると思います。

40戸も移転して、そしてダムが有利ではないということで中止の方向は全国でも初めての例ですので、これを皆、関係者がうまく持っていくことができると、まさに流域自治のモデルにもなり得ると思いますので、よろしくをお願いします。

○広域連合長（井戸敏三） 検討の場で、さらに検討をしていく必要が出てくると
思います。私どももメンバーの一人でありますから、しっかりと検討をしてまいりた
いと思います。

以上で、予定しておりました議案全て議了しましたが、何かご意見ございますか。

○委員（久元喜造） 途中から広域連合に入りましたので、教えていただきたいの
ですが、この道州制の報告書というのは、関西広域連合の中に設けられた有識者の研
究会が出した報告書で、広域連合の見解ではないのか。それとも、有識者の研究会だ
けれども、実質的に関西広域連合が道州制についてこういうふうにと考えるという性格
を持つ報告書なのか、どちらなのでしょう。

○広域連合長（井戸敏三） 研究会の報告です。研究会の報告を受けて、関西広域
連合がその報告の内容についてどのような取り扱いをするかは、追ってまたご相談を
しないとイケない課題です。

取りまとめをするかしないかも含めてご相談をしなくてはなりません。そう考えて
おります。

そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、第41回連合委員会をこれで終了させていただきます。ご協力ありがとう
ございました。

記者会見

○事務局　委員会終了後の記者会見、このまま引き続き行いたいと思いますが、記者の皆さん、ご質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

○NHK　ちょっと細かいことを含めてなんですけれども、関西版マスターズ大会というのは、それぞれ府県でやっている、もともとあるスポーツ大会の名称にこれをかぶせましょうという、そういうことでいいんですか。

○広域連合長（井戸敏三）　最終の狙いは、関西広域連合でもマスターズ大会をしたいということなんです、すぐにはなかなかできませんから、現在、高齢者の大会が各地でやられておりますので、それに冠をつけて、関西としてのフェスティバルに参加をしていただいて実行しているという形から入らせていただいて、取りまとめていきたいなという、こういう手始めの対応です。

○NHK　松井知事に伺いたいのですが、ワールドマスターズゲームズそのものについてはほかの府県で頑張ってもらいたいという考えをこれまでに示されていると思うんですが、そうしますと、この関西版マスターズのほうも基本的にはほかの府県の皆さんで頑張ってくださいということになりますか。

○委員（松井一郎）　既存の大会に冠をかぶせようと。僕はワールドマスターズゲームズを邪魔する気は全くありませんから、しっかりと宣伝をしていくということは役割を担うと。

だから、既存の大会に看板をつけていこうという2021年には関西でワールドマスターズゲームズが開かれますよという宣伝、広報にはご協力しようと思っています。

大阪としては、2019年のラグビーに力を入れてやらせていただくと、役割分担ですね。そういうふうに考えています。

○NHK　あと次期広域計画の中でオブザーバー参加的になってる県のほうに一部加入みたいなことでもいいんじゃないかという表現にするということなんです、これは、むしろ防災とかについてはとにかく優先して、全面加入じゃなくてもいいから、

とにかく防災について、観光についてはとにかく一緒にやろうよと、積極的な意味を持ってくるんでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　　そういうふうにも受け取れる表現にさせていただいたということです。

全部だとなかなか難しいのですが、我々は一部の事務でも参加することは結構ですということで申し合わせていますので、一部の関連の深い事務からでも入っていただくと望ましいなど、そういうメッセージも込めさせていただいていると受け取っていただけて結構だと思っています。

○NHK　　「も」ということなんですが、連合長としては、特に防災とかちょっとええよな、みたいなことで積極的に働きかけるお考えはないですか。

○広域連合長（井戸敏三）　　それは常日ごろから思いを込めてメッセージを送っているつもりです。

○事務局　　そのほか、ございませんか。

○毎日新聞　　井戸連合長にお伺いしたいんですが、さっきの丹生ダムの件ですが、事後処理は国が責任を持って対処すべきだということと、下流府県の責任は十分果たしたいというお話ありました。

嘉田知事のほうからの、4月以降に部署を設けて検討したいという提案もあったかと思うんですが、もう少しそのところを、どういうところに下流府県の責任があるのかということと、4月以降なり、今後どういうふうに対応していかれるのかお伺いしたいんです。

○広域連合長（井戸敏三）　　検討の場は既に設けられているわけですし、それから、監事会でもこれから検討が進んでまいりますので、その状況を踏まえながら議論を進めていく必要があると思いますが、我々が責任なしとしないという意味は、最初、利水で手を挙げていて、そして、ダムづくりが始まりながら、途中で引っ込んだりしたわけですので、そういうような経過というものを十分踏まえた上で検討を進めていく

必要がある。これが下流県としての立場ではないかという意味で、責任があるというふうに申し上げているわけです。

それをどういうふうに具体的にあらわすかというのは、これから検討の場で十分に詰めていくことになろうかと思えます。

4月から検討するチームをつくるか、つくらないかというのはまだ決めていません。丹生ダムだけでつくることが望ましいのか、私ども、いわゆる淀川水系全体としてどういう河川管理のあり方が望ましいのか、国だけにお任せしていったいいんでしょうかというところから、広域連合として淀川水系等についての取り扱いをどのように検討を進めていったらいいのかというのが今、議論対象になっている。まだ方向が十分に見えたわけではございません。よく相談をさせていただいて、こうやるということなんですが、前回の委員会では学者の皆さんを含めた基礎的な勉強を中心とする検討会というのをまず設置したほうが望ましいのではないかという意味でお諮りをしたというところですよ。

○毎日新聞 前回の会議というのは、

○広域連合長（井戸敏三） 12月です。

○毎日新聞（加藤） 12月の洗堰の件ということですか。

○広域連合長（井戸敏三） そうです。

洗堰の件だけじゃないので、淀川水系のあり方、河川管理のあり方について幅広く勉強して検討しておく必要があるのではないかと。そのためには一定の検討会を、特に専門家の皆さんも入れて検討していったほうがいいのではないかとという基本方向はご理解をいただいた。

さて、その基本方向のもとに具体的にどのようにしていくか、これはもう少し事務局等も含めて成案を得たら、また委員会でご議論いただこうと考えているものです。

○毎日新聞（加藤） わかりました。ありがとうございました。

○事務局 それでは、これをもちまして記者会見を終了させていただきます。